

富山医療圏

周産期保健医療地域連携ネットワーク

推進のための手引き



富山地域周産期保健医療地域連携ネットワーク会議

令和7年7月更新版

はじめに

子どもの虐待予防のためには、特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と、切れ目ない支援を強化することが重要です。そのためには、周産期医療機関と保健機関等の具体的な連携体制を構築していくことが必要であり、平成 23 年度より富山医療圏において周産期保健医療地域連携ネットワーク事業に取り組みました。

その中で、早期からの多機関連携を必要とする困難事例が増加し、妊娠期から出産後へ、支援が円滑に移行することがより求められていることから、医療機関と保健機関等の情報を共有し、継続支援していく重要性について改めて共通認識を図りました。一方、それぞれ関係機関との情報共有においては、様々な課題があるという声もありました。

そこで、課題解決に向けてより具体的な連携が行えるよう、平成 27 年度にワーキンググループを設置し、連携体制の現状や課題を整理し、妊娠中からの円滑な連携を図るため、情報提供の基準等について検討しました。また、連携を共有強化するために、様式や関係機関の一覧表を作成し、平成 28 年 3 月に「周産期保健医療地域連携ネットワーク推進のための手引き」としてまとめました。

今後、医療機関と保健機関等の連携が更に深まり、周産期において切れ目ない支援に繋がるよう、本手引きが広く活用されることを期待いたします。

最後に、本手引きをまとめるにあたり、ご協力いただきました関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

目 次

1 周産期保健医療地域連携ネットワーク推進のための手引きの概要	3
2 気がかりな妊産婦の情報提供の基準	4
3 個人情報取り扱いに関する考え方	5
4 情報提供様式	8
(1) 医療機関 ⇒ 市町村等	9
(2) 市町村等 ⇒ 医療機関	13
5 関係機関連絡窓口一覧	16
《参考》	
妊産婦支援に関する主な事業	
(1) 分娩実施医療機関	1
(2) 市町村	19

1 周産期保健医療地域連携ネットワーク推進のための手引きの概要

1. 活用の範囲 : 富山医療圏の周産期医療機関及び保健機関（市町村等）

2. 気がかりな妊産婦を把握した場合の医療機関と市町村の情報共有

(1) 対象例及び情報提供の基準 (P4)

(2) 方法

①初回連絡

医療機関においては受診、健診等、市町村においては妊娠届出時の面接や訪問等において、情報提供が必要であると判断した場合、書面ですみやかに連絡を行う。また必要時、先に電話連絡を行う。

②支援結果の連絡

市町村は、医療機関から連絡を受けた場合は、支援した経過または結果を医療機関に書面等で連絡を行う。また必要時、先に電話連絡を行う。

③初回連絡後の連携

情報提供後は、必要に応じて、電話連絡、院内面接やカンファレンス等で双方向からの情報共有に努める。

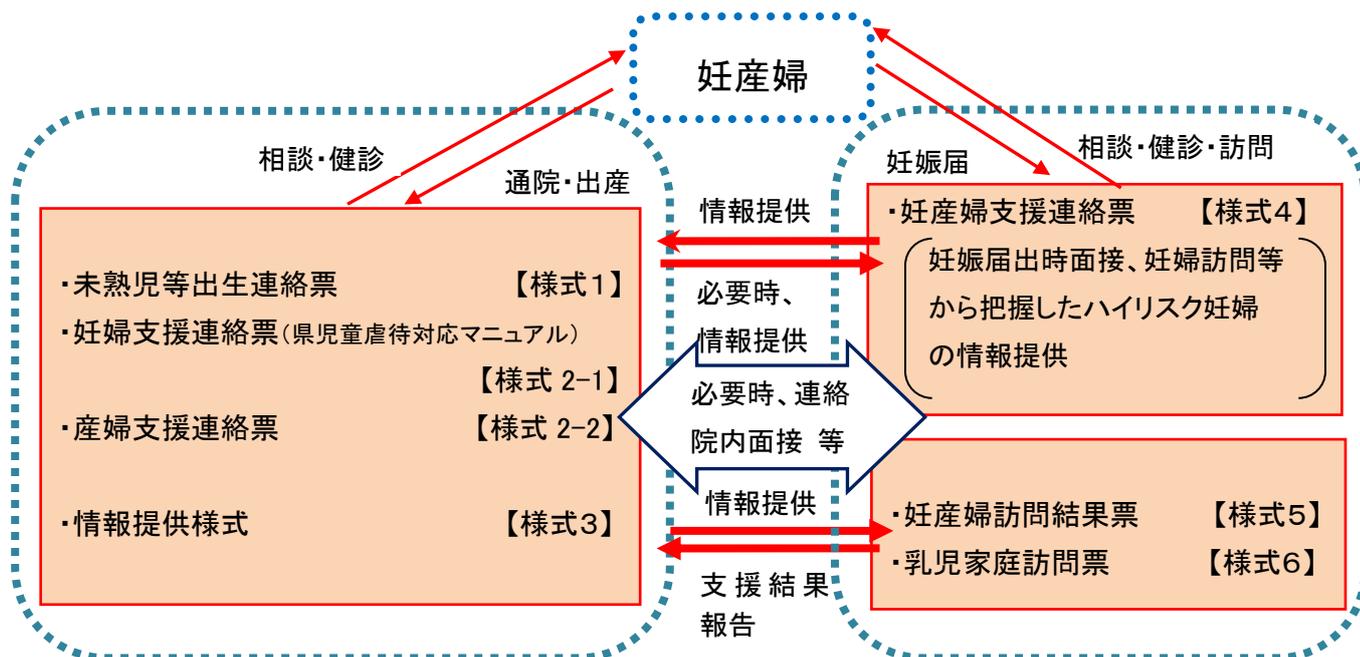
(3) 個人情報の取扱い： 原則、本人の了解を得て、情報提供を行う。

※ただし、同意が得られない場合も提供は可能 (P5)

3. 体制図

《情報提供様式 使用基準》

- ① 未熟児等の出生児 ➡ 医療機関が市町村へ「未熟児等出生連絡票【様式1】」送付
- ② (医療機関が) 気になる妊婦 ➡ 医療機関が市町村へ「妊婦支援連絡票【様式2-1】」を送付
- ③ (医療機関が) 気になる産婦 ➡ 医療機関が市町村へ「産婦支援連絡票【様式2-2】」を送付
- ④ 養育支援を必要とする家庭 ➡ 医療機関が市町村へ「情報提供様式【様式3】」を送付
- ⑤ (市町村が) 気になる妊婦 ➡ 市町村が医療機関へ「妊産婦支援連絡票【様式4】」を送付



2 気がかりな妊産婦の情報提供の基準

1. 情報提供対象者の選定について

- ・「特定妊婦」(★)は優先項目とする。
- ・該当の項目数だけで判断するのではなく、多面的・多角的情報収集を行い、総合的なアセスメントに基づいて、情報提供の対象者とする。

2. 対象者例

区分	妊産婦の状況	
	★は特定妊婦 ※1) ☑ は妊産婦支援連絡票(県児童虐待対応マニュアル) 無印は県立中央病院『気がかり母子チェックリスト』等富山地域独自の項目	
精神疾患等	★	妊婦の心身の不調
	☑	精神疾患等既往
	☑	抑うつ状態
	☑	知的に支援が必要
	☑	アルコール・薬物依存等既往
社会・経済	★	☑ 若年妊娠
		☑ 一人親・未婚等
		パートナーが非血縁父
		異父同胞
	★	夫婦間トラブル
	☑	経済的不安定(生活保護受給者含む)
	☑	多子
虐待	☑	虐待歴・被虐待歴
	☑	子どもが可愛くない等言動あり
環境	☑	家族や身近な支援者がいない
	☑	実家又は義父母との関係が悪い
	☑	暴力(DV)を受けている
		里帰り後の気がかり環境
		妊娠前後の転居
		物理的環境
		社会的孤立
妊娠・出産要因	★	☑ 望んでいない妊娠(妊娠葛藤)
	★	☑ 分娩時が初診(妊婦健康診査未受診等)
	★	母子健康手帳未発行・妊娠後期の妊娠届
		☑ 初診が妊娠16週以降
		☑ 健診が途絶える
	★	☑ 多胎妊娠
		☑ 胎児の性・外観に固執
		☑ 妊娠・中絶を繰り返す
		☑ 高齢初産婦
		☑ 不妊治療後の妊娠
		☑ 母体搬送
		☑ 緊急帝王切開、母子分離
		産後うつ(EPDS高値も含む)
その他		母体基礎疾患、身体障害(視覚、聴覚等)
		育児スキルの危惧
		気がかりなキャラクター
		上の子どもどきに養育上の問題があった
		保険料未払い・無保険

※1 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(児童福祉法第6条の3号第5項)厚生労働省「養育支援訪問事業ガイドライン」支援の必要性を判断するための一定の指標より

3 個人情報の取り扱いに関する考え方

★原則としては、同意を得ることが望ましい

↓ 以下、通知及び参考資料を抜粋

* 厚労省通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」より

「原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。」

* 日本産婦人科医会「妊産婦メンタルヘルスマニュアル改訂版（P69）」より

「（前略）、妊産婦本人の同意なく行政機関に情報提供を行った場合に、当該者の心情を損ない、その後の支援へスムーズに移行できなくなる恐れがある。（中略）各医療機関・医療従事者は、原則として妊産婦本人の同意を得た上で、必要かつ社会的通念上相当と認められる範囲で情報提供を行うことが望ましい。」

しかしながら、

育児について危惧される妊産婦ほど支援を拒否する傾向にあり、同意を得ることが困難である。そのような場合は、報告時に本人の同意がない旨を必ず伝え、地域行政介入の際に充分配慮してもらえるようにすることが望ましい。

* 日本産婦人科医会「妊産婦メンタルヘルスマニュアル改訂版（P28）」より

* 厚労省通知「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（平成30年7月20日付け子家発0720第4号・子母発0720第4号）より

以下の場合には、

例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても、個人情報保護法違反にならない

↓（個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号）

① 法令に基づく場合

☞ 児童虐待防止法第6条第1項に規定

・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときの通告

☞ 児童福祉法第21条の10の5第1項に規定

・ 要支援児童等（特定妊婦を含む）と思われる者を把握した場合の市町村への情報提供

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

《個人情報とは》（個人情報保護法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することで、識別できる場合も含む）

《関係通知》

●平成30年7月20日 子家発0720第4号・子母発0720第4号

「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」
一部抜粋

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号。以下「改正法」という。）が、平成28年6月3日をもって公布され、改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の5の規定が、10月1日に施行された。これにより、児童福祉法第6条の3第5項に規定する、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）と思われる者に日頃から接する機会の多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が、要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を所在地の市町村に提供するよう努めなければならないこととされたところである。（略）

（参考）

○児童福祉法（抄）

第21条の10の5 病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等（*1）と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

② 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前項の規定による情報の提供をすることを妨げるものと解釈してはならない。

（*1）要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義

【児童福祉法 第6条の3第5項及び第8項】

- ・要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
- ・要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く）
- ・特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行なうことが特に必要と認められる妊婦

（略）

2 情報提供に当たっての共通の留意事項

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第16条及び第23条においては、あらかじめ本人の同意を得ないで、①特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない、②個人データを第三者に提供してはならない、こととされているところであるが、今般の改正法により、児童福祉法第21条の10の5第1項に規定されたことから、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護法第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないことに留意されたい。

また、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法第21条の10の5第1項に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、対象となる者に対しては、原則として、情報提供の概要及び要支援児童等が居住する市町村による支援を受けることが、当該対象者の身体的・精神的負担を軽減し、養育の支援となりうることを説明することが必要である。

なお、説明することが困難な場合においても、要支援児童等に必要な支援がつながるよう、要支援児童等が居住する市町村への情報提供に努めること。

また、当該情報提供は、児童福祉法第21条の10の5第1項の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないことに留意されたい。

第1次から第20次報告を踏まえた 子ども虐待による死亡事例等を防ぐために留意すべきリスク

養育者等の側面

- 妊娠の届出がなされず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している
（途中から関係が変化した場合も含む）
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は
予防接種が未接種である（途中から未受診の場合も含む）
- 精神疾患や抑うつ状態（産後うつ、マタニティブルース等）
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 保護者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年（10代）の妊娠
- 子どもを保護してほしい等、保護者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず保護者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいるなど、養育に負担がある
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している
- **保護者に複雑な生育歴・過去の逆境体験がある**

生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から「子どもの様子が気にかかる」等の
情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している（させられている）
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭、臍部等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- **多胎児のきょうだい間で体重増加等の発育及び発達等に差異がある**
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに対する虐待や**不適切な養育**があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す
発言がある

援助過程の側面

- 保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、子どもの養育に一定
の関与がある者も含めた家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足して
いる
- **子どもの声（表情、視線、泣き声、体の動かし方等含）を聴き、ニーズを
把握することを意識した対応ができていない**
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かせていない
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合
し、虐待発生のリスクを認識することができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない
- 継続的に支援している事例について、定期的及び状況の変化に応じ
たアセスメントが適切に行われていない
- 転居時に関係機関が一堂に会した十分な引継ぎが行えていない
- 離婚や転居、きょうだいの施設入所など、生活環境や家族関係の変化に応じ
た迅速なリスクアセスメントと支援方針の見直し、検討ができていない
- 関係機関間で同一の支援方針による対応ができておらず、見守り支援におけ
る具体的内容も共有されていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない

※ 子どもが低年齢・未就園の場合や離婚・未婚等によりひとり親の場合に
該当するときには、特に注意して対応する必要がある。

（下線部は、第20次報告より追加した内容）

4 情報提供様式

(1) 医療機関 ⇒ 市町村等

- ・ 未熟児等出生連絡票 【様式1】
- ・ 妊婦支援連絡票 【様式2-1】
- ・ 産婦支援連絡票 【様式2-2】
- ・ 情報提供様式 【様式3】

(2) 市町村等 ⇒ 医療機関

- ・ 妊産婦支援連絡票 【様式4】
- ・ 訪問指導結果票 【様式5】
- ・ 乳児家庭訪問票 【様式6】

(市町村名)

長 殿

様式 1

未熟児等出生連絡票

(医療機関→市町村)

今後の保健指導をお願いいたしたく連絡いたします。

医療機関名

主治医

連絡先 所属：

担当：

(TEL

)

支援区分 <input type="checkbox"/> ○をつけて ください		低体重児等未熟児 先天性代謝異常等フォロー児 要支援家庭		新生児聴覚検査フォロー児 その他 ()	
ふりがな氏名	男 (第 子) ※多胎の場合 女 (子中 子)	入院期間	月 日 ~ 月 日		
生年月日	令和 年 月 日生	保護者 (生年月日)	父 (S _H 年 月 日)	母 (S _H 年 月 日)	
住 所 地	(連絡先)母携帯 TEL	訪問先住所 (母の居住地)	(世帯主 方)TEL		
今回の妊娠・分娩経過	妊娠・分娩の異常 無 ・ 有 ()				
出生時の状況	出生場所 当院・() 出産予定日 (年 月 日) 在胎週数 週 日 体重 g 身長 cm 胸囲 cm 頭囲 cm アプガースコア (1分後 点 5分後 点) 特記事項 []				
入院中の経過	①保育器収容 無・有 期間： 日 ②呼吸障害 無・有 → 酸素使用 無・有 期間 人工換気療法 無・有 期間 ③黄疸療法 無・有 → 光線療法 無・有 期間 交換輸血 無・有 回 ④けいれん 無・有 → 生後 日 ~ 日 ⑤眼底所見 無・有 → 網膜症治療 無 ・ 有 ⑥低血糖治療 無・有 特記事項 (その他の合併症等) []			診断名	
退院時の状況	・体重 g 身長 cm 胸囲 cm 頭囲 cm ・栄養 母乳：直母 回/日、搾母 ml/回 × 回 人工： ml × 回 授乳の留意点 (普通で良い・注意を要する ()) ・在宅での継続医療：在宅酸素療法・人工呼吸器・経管栄養・その他 () ・退院時処方 () ・次回受診予定 () ・フォローアップする医療機関 (当院・かかりつけ医 ()) ・社会資源・制度の利用 無・有 (訪問看護 ・ その他 ()) ・退院時の母の健康状態 実施日 月 日 EPDS(点)(問10 点)赤ちゃん気持ち質問票(点) () ・その他()				
主な退院指導 (緊急時の対応)					
行ってほしい保健 指導や支援の内容	<input type="checkbox"/> 児の体重・哺乳状況の観察と助言指導		<input type="checkbox"/> 成長・発達面の観察と助言指導		
	<input type="checkbox"/> 母の精神面のサポート・育児相談				
	<input type="checkbox"/> その他				
特記事項・その他					

※本連絡票を市町村に送ることについて、また、訪問等において、住所地あるいは里帰り先の県厚生センター・保健所・市町村が連絡しながら支援することについて、(父 ・ 母 ・ その他 ()) の了解を得ています。

産婦支援連絡票

(産科医療機関 → 市町村)

様式 2-2

市町村母子保健主管課 御中

[退院時・2週間健診・1か月健診・その他]

↑ 該当に○を付けてください。

1. 産婦の基本情報	2. 児の基本情報
ふりがな氏名： 生年月日： 年 月 日 () 歳 電話番号： 住所： 里帰り先(同上の場合不要)：	ふりがな氏名： 生年月日 年 月 日 出生時体重 g (在胎週数 週) 入院期間 月 日 ~ 月 日 (特記事項)

3. チェック項目(疑いを含む)

<input type="checkbox"/>	精神疾患等既往(治療中・中断・終了)	母の養育能力・既往等	<input type="checkbox"/>	気がかりな児の扱い・関わり	愛着形成	
<input type="checkbox"/>	向精神薬内服		<input type="checkbox"/>	育児に無関心		
<input type="checkbox"/>	知的に支援が必要		<input type="checkbox"/>	未婚		
<input type="checkbox"/>	その他養育に負担のかかる疾患がある (治療中・中断)		家庭環境	<input type="checkbox"/>	若年出産(10代)	
<input type="checkbox"/>	被虐待歴がある			<input type="checkbox"/>	暴力(DV)を受けている	
<input type="checkbox"/>	アルコール・薬物依存等既往			<input type="checkbox"/>	望まぬ妊娠	
<input type="checkbox"/>	抑うつ状態			<input type="checkbox"/>	頻回妊娠/中絶	
<input type="checkbox"/>	身体障がいがある			周産期要因	<input type="checkbox"/>	母子手帳手続き無・遅滞(22週以降)
<input type="checkbox"/>	育児スキルの危惧				<input type="checkbox"/>	飛び込み分娩
<input type="checkbox"/>	同胞への虐待歴				<input type="checkbox"/>	母子分離
<input type="checkbox"/>	経済的不安定	<input type="checkbox"/>			不十分な妊婦健診(2回連続未受診)	
<input type="checkbox"/>	身近な支援者がいない	児側の要因		<input type="checkbox"/>	妊娠・分娩経過の異常	
<input type="checkbox"/>	社会的孤立			<input type="checkbox"/>	早産・低出生体重児	
<input type="checkbox"/>	実家又は義父母との関係が悪い		<input type="checkbox"/>	障がい児		
<input type="checkbox"/>	他		<input type="checkbox"/>	多胎児		

4. 市町村への連絡事項

(1) 支援の緊急度 [1週間以内 2週間以内 1か月以内] に支援して欲しい

情報提供のみ ※1週間以内の場合は、保健センターに電話でもご連絡ください。

(2) 支援の方針等(市町村に対する母子の支援依頼の内容について具体的に記入してください。)

次回受診予定日 (年 月 日 2週間健診 1か月健診)

(3) EPDS 点 [質問項目 10: 点] 育児支援チェックリスト 点 赤ちゃんの気持ち質問票 点

5. 本人の同意 ※支援を市町村へ依頼する場合は、原則同意をとってください。

市町村へ上記について情報提供することを、本人の [同意あり・同意なし(理由:)]

要訪問の場合⇒市町村からの訪問支援について、本人の [同意あり・同意なし(理由:)]

6. 報告者

医療機関名 _____ 職・氏名 _____

連絡先 _____

H30.7.20 子家発、子母発 0727 第4号

「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育棟の連携の一層の推進について」

別添2 情報提供様式(対象者が保護者の場合) ※診療報酬算定様式(保険診療で同意を得た場合)

(別紙様式12の3)

情報提供先市町村

平成 年 月 日
市町村長 殿
紹介元医療機関の所在地及び名称

電話番号
医師名 _____ 印

患者の氏名	男・女	昭和・平成	年	月	日生	()歳
		職業()				
傷病名	(疑いを含む) その他の傷病名					
病状 既往症 治療状況等						
児の氏名	男・女	平成	年	月	日	生まれ
住所	電話番号 (自宅・実家・その他)					
退院先の住所	様方	電話番号 (自宅・実家・その他)				
入退院日	入院日：平成 年 月 日		退院(予定)日：平成 年 月 日			
今回の 出産時の 状況	出産場所：当院・他院 ()					家族構成
	在胎：()週 単胎・多胎 ()子中()子					
	体重：()g 身長：()cm					
	出産時の特記事項：無・有()					
	妊娠中の異常の有無：無・有()					
	妊婦健診の受診有無：無・有(回：)					育児への支援者：無・有()
※以下の項目は、該当するものに○、その他には具体的に記入してください						
児の状況	発育・発達	・発育不良・発達のおくれ・その他()				
	日常的世話の状況	・健診、予防接種未受診・不潔・その他()				
養育環境	家族関係	・面会が極端に少ない・その他()				
	他の児の状況	・疾患()・障害()				
	こどもとの分離歴	・出産後の長期入院・施設入所等・その他()				
情報提供の目的とその理由						

- *備考
1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 本様式は、患者が現に子供の養育に関わっている者である場合について用いること。
 3. 出産時の状況及び児の状況については、今回出産をした児のことについて記入すること。

妊産婦支援連絡票

様式4

(市町村 → 産科医療機関)

医療機関 御中

記載年月日

令和 年 月 日

下記の〔妊婦・産婦〕について、
今後の支援をお願いしたく連絡します。

1. 妊産婦の基本情報 (市町村から問合せの際使用します)

妊産婦氏名 _____ 生年月日 S・H 年 月 日

住所 _____ 電話連絡 _____

2. チェック項目 (疑いを含む)

チェック	妊産婦の状況	区分
<input type="checkbox"/>	精神疾患等既往	精神疾患等
<input type="checkbox"/>	知的に支援が必要	
<input type="checkbox"/>	抑うつ状態	
<input type="checkbox"/>	アルコール・薬物依存等既往	
<input type="checkbox"/>	若年妊娠	社会・経済
<input type="checkbox"/>	一人親・未婚等	
<input type="checkbox"/>	経済的不安定	
<input type="checkbox"/>	多子	
<input type="checkbox"/>	外国籍	虐待
<input type="checkbox"/>	虐待歴・被虐待歴	
<input type="checkbox"/>	子どもが可愛くない等言動あり	

チェック	妊産婦の状況	区分
<input type="checkbox"/>	家族や身近な支援者がいない	環境
<input type="checkbox"/>	実家又は義父母との関係が悪い	
<input type="checkbox"/>	過去に養育の問題あり	
<input type="checkbox"/>	暴力(DV)を受けている	
<input type="checkbox"/>	初診が妊娠16週以降	妊娠・出産
<input type="checkbox"/>	健診が途絶える	
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳の未交付/ 妊娠届出の遅延(20週以降)	
<input type="checkbox"/>	望んでいない妊娠	
<input type="checkbox"/>	胎児の性・外観に固執	
<input type="checkbox"/>	妊娠・中絶を繰り返す	
<input type="checkbox"/>		その他

3. 上記項目の具体的内容

(_____)

4. 今後の市町村の支援予定内容

(_____)

5. 依頼事項 (該当項目にチェック)

<input type="checkbox"/>	出産後の連絡
<input type="checkbox"/>	妊婦健診未受診時の連絡
<input type="checkbox"/>	入院中の面接
<input type="checkbox"/>	その他 (_____)

6. 本人の同意

医療機関へ情報共有することについて、本人・夫・家族の〔同意あり・同意なし〕

(理由: _____)

7. 報告者

市町村母子主管課 名 _____ 職・氏名 _____

連絡先 _____

訪問指導結果票
(妊産婦等訪問の結果返送用)

様式 5

令和 年 月 日

院長 殿

_____長

訪問指導結果票

貴院患者の訪問指導結果について次のとおり連絡いたします。

氏 名		住 所	電 話
生 年 月 日		訪問先住所	電 話
世 帯 主		職 業	
訪問年月日	令和 年 月 日	面 接 者	
一般状態、病状等			
援助内容及び問題点			
医療機関への連絡事項			
記録者：			

*本連絡票を貴施設に送ることについては、()の了解を得ております。

乳児家庭訪問票の送付について

(未熟児等出生連絡票に対する訪問結果の、医療機関等への送付様式)

令和 年 月 日

殿

長

乳児家庭訪問票の送付について

このことについては、次のとおりです。

児氏名	男・女 (第 子)	生年月日	年 月 日
住 所	世帯主 () 電話 -	訪問先住所	世帯主() 電話 -
家庭訪問状況 (訪問年月日 令和 年 月 日) 月 齢 日 面接者：			
1 測定値 ：体重 g 胸囲 cm 頭囲 cm 一日体重増加量 g			
2 児の状態 ：哺乳状態 母乳 回/日 人工 (ml× 回) 哺乳力 (普 ・ 弱) 吐乳 (有 ・ 無) 一般状態			
発達状態			
3 母親の育児態度			
4 家庭状況及び環境			
5 問題点及び指導内容			
6 今後の方針及び病院への連絡事項			
担当保健師			

*本連絡票を (貴病院 ・ 貴市町村) に送ることについては、ご両親 (父 ・ 母) の了解を得ております。

5 関係機関連絡窓口一覧

令和7年4月1日現在

	医療機関(分娩取扱施設)	住所	上段:電話 下段:FAX	部署	備考
1	かんすいこうえん レディースクリニック	930-0804 富山市下新町 18-3	076-431-0303 076-431-0306	看護部	
2	なかしま産婦人科	930-0952 富山市町村 2-70	076-424-8800 076-424-8881		
3	吉本レディースクリニック	930-0864 富山市羽根 511-1	076-422-2000 076-422-2768	看護部	
4	富山県立中央病院	930-8550 富山市西長江 2 丁目 2-78	076-424-1531 076-491-7109	地域連携室	
5	富山市立富山市民病院	939-8511 富山市今泉北部町 2-1	076-422-1112 076-422-1371	産婦人科外来	
6	富山赤十字病院	930-0859 富山市牛島本町 2 丁目 1-58	076-433-2222 内線(2750) 076-433-2870	7階西病棟	
7	富山大学附属病院	930-0194 富山市杉谷 2630	076-434-2281 076-434-5104	医療福祉サポート センター	
8	厚生連滑川病院	936-8585 滑川市常盤町 119	076-475-1000 076-475-7997	産婦人科外来	※2020年6月～ 分娩休止中
9	かみいち総合病院	930-0353 中新川郡上市町法音寺 51	076-472-1212 076-472-1213	産婦人科外来	※2022年10月～ 分娩休止中

	市町村	住所	上段:電話 下段:FAX	部署	備考(担当地区)
1	富山市子ども家庭部 子ども健康課	930-8510 富山市新桜町 7 番 38 号	076-443-2248 076-443-2169	母子保健係	
2	中央保健福祉センター	930-0065 富山市星井町二丁目 7 番 30 号	076-422-1172 076-420-3003	母子保健係	総曲輪・愛宕・安野屋・八人町・五番町・柳町・清水町・星井町・西田地方・堀川・東部・奥田・桜谷・五福・神明・新庄・新庄北
3	南保健福祉センター	939-8588 富山市蛭川 459 番地の 1	076-428-1156 076-428-1150	母子保健係	堀川南・藤ノ木・山室・山室中部・太田・蛭川・新保・熊野・月岡・光陽
4	北保健福祉センター	931-8353 富山市岩瀬文化町 23 番地 2	076-426-0050 076-426-9210	母子保健係	奥田北・岩瀬・萩浦・大広田・浜黒崎・針原・豊田・広田・四方・八幡・車島・倉理・水橋中部・水橋西部・水橋東部・三郷・上桑
5	大沢野保健福祉センター	939-2293 富山市高内 365 番地	076-467-5812 076-467-2941	母子保健係	下太・小羽・船峠・大沢野・大久保・細入
6	大山保健福祉センター	930-1392 富山市上滝 567 番地	076-483-1727 076-483-3081	母子保健係	上滝・大山・大庄・福沢
7	八尾保健福祉センター	939-2398 富山市八尾町福島 200 番地	076-455-2474 076-455-2491	母子保健係	八尾・保内・杉原・卯花・室牧・黒瀬谷・野積・仁歩・大長谷・山田
8	西保健福祉センター	939-2603 富山市婦中町羽根 1105 番地 7	076-469-0770 076-469-0772	母子保健係	呉羽・長岡・寒江・古沢・老田・池多・速星・鶴坂・朝日・宮川・婦中熊野・古里・音川・神保
9	富山市まちなか総合ケア センター産後ケア応援室	930-0083 富山市総曲輪四丁目 4 番 8 号	076-461-3541 076-461-3583	子育て応援係	
10	滑川市民健康センター	936-0056 滑川市田中新町 127	076-475-8011 076-475-8243	母子保健担当	滑川市
11	舟橋村健康福祉課	930-0295 舟橋村仏生寺 55	076-464-1122 076-464-1066	保健係	舟橋村
12	上市町福祉課 (保健センター)	930-0361 上市町湯上野 1176	076-473-9355 076-473-9356	保健班	上市町
13	立山町健康福祉課 (保健センター)	930-0221 立山町前沢 1169	076-463-0618 076-462-9011	健康係	立山町

	県	住所	上段:電話 下段:FAX	部署	備考(担当地区)
1	富山県中部厚生センター	939-0355 上市町横法音寺 40	076-472-0637 076-473-0667	地域保健班	滑川市・舟橋村・上市町・立山町
2	富山児童相談所	930-0964 富山市東石金町 4-52	076-423-4000 076-423-0778	相談支援班	富山市 魚津市 滑川市 黒部市 舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町

	県（富山医療圏以外）	住所	上段：電話 下段：FAX	部署	備考（担当地区）
1	富山県新川厚生センター	黒部市堀切新 343	0765-52-2647 0765-52-4440	地域保健班	黒部市、入善町、朝日町
2	富山県新川厚生センター 魚津支所	魚津市本江 1397	0765-24-0359 0765-24-9220	地域健康課	魚津市
3	富山県砺波厚生センター	南砺市高儀 147	0763-22-3512 0763-22-7235	地域保健班	砺波市、南砺市
4	富山県砺波厚生センター 小矢部支所	小矢部市綾子 5532	0766-67-1070 0766-67-4270	地域健康課	小矢部市
5	富山県高岡厚生センター	高岡市赤祖父 211 番地	0766-26-8415 0766-26-8464	地域保健班	高岡市
6	富山県高岡厚生センター 氷見支所	射水市戸破 1875-1	0766-56-2666 0766-56-5494	地域健康課	射水市
7	富山県高岡厚生センター 氷見支所	氷見市幸町 34-9	0766-74-1780 0766-74-0374	地域健康課	氷見市
8	高岡児童相談所	高岡市赤祖父 172-1	0766-22-1392	相談支援班	高岡市 氷見市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市

	医療機関(妊婦健診実施施設)	住所	上段：電話 下段：FAX	部署	備考
1	家城産婦人科医院	939-8201 富山市花園町 1-3-3	076-421-3359 076-421-4781		
2	富山県済生会富山病院	931-8533 富山市楠木 33 番地 1	076-437-1111 076-437-1122	産婦人科外来	
3	富山西総合病院	939-2716 富山市婦中町下轡田 1019 番地	076-461-7700 076-461-7788	婦人科外来	
4	八木産婦人科医院	930-0068 富山市西四十物町 2-18	076-423-3350 076-421-0462		
5	吉見病院	936-0052 滑川市清水町 3-25	076-475-0861 076-475-7235	産科・婦人科外来	

編 集	富山県立中央病院	076-424-1531
	富山市こども家庭部こども健康課	076-443-2248
	富山県中部厚生センター	076-472-1234
協力機関	富山医療圏の周産期医療機関	
発 行	平成28年3月 初版	
	令和 7年7月 更新版	